



ひとり親家庭等への福祉サービス

お問い合わせ先 子ども子育て課 ☎0548-23-0071

子どもの学習支援事業は 社会福祉課 ☎0548-23-0070
就学援助費は 教育総務課 ☎0548-53-2642

ひとり親家庭等医療費助成

医療機関で受診した場合、保険診療にかかった医療費の自己負担分について助成する制度です。

対象 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、両親のいない児童を養育している養育者とその児童

※子ども及び母(父)親の医療費の被保険者負担分の全額
※世帯及び同居家族に所得税が課税されている方がいる場合は、対象になりません。
※受給者証交付申請書を提出した翌日から医療費が助成されます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金

就学支度資金

扶養している子どもが、小・中・高等学校等、並びに短大、大学等、修業施設へ入学、入所する際に必要な経費を貸し付けます。

※貸付にあたっては、事前に審査があります。
※小学校、中学校は定額、高校以上は校種別、公私立別通学条件により貸付金額が異なります。

修学資金

扶養している子どもが、高校、大学等に修学するのに必要な経費を貸し付けます。

※貸付にあたっては、事前に審査があります。
※学年別、公私立別、通学条件によって貸付金額が異なります。

児童扶養手当

事情により父親または母親と一緒に生活できない子どもの健やかな成長と生活の安定をめざした手当です。

対象

18歳に達した最初の3月31日までの子どもを扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、または両親のいない子どもを養育している養育者で、支給要件を満たす方

<本体額> R4.4月時点の手当額
全部支給 43,070円/月
一部支給 43,060円～10,160円/月

<第2子加算額>
全部支給 10,170円
一部支給 10,160円～5,090円

<第3子以降加算額>
全部支給 6,100円
一部支給 6,090円～3,050円

- ①請求者および請求者と同居している扶養義務者の前年所得により、支給額が決定します。また、手当額は、物価の変動等の要因により改定される場合があります。
- ②支払が奇数月、年6回です。
- ③申請条件、必要書類等があるので、事前に相談が必要です。

就学援助費

経済的な理由により就学に係る経費の負担が困難な世帯に対し、学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助する制度です。

対象

- (1)生活保護法に規定する要保護世帯
- (2)生活保護法に規定する要保護世帯に準ずる程度に困窮しているため、就学困難と認定した準要保護世帯

お問い合わせ先 教育総務課 ☎0548-53-2642

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、技能や資格を取得するために指定訓練講座を受講し、修了した場合にかかった経費の一部を支給します。

対象 市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父であって支給要件を満たす方

※この制度を受けるには、事前相談が必要です。

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

対象 市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父であって支給要件を満たす方

※この制度を受けるには、事前相談が必要です。

子どもの学習支援事業

経済的な理由で十分な学習の機会に恵まれない子どもたちに学習の機会を提供する制度です。家庭訪問により進路と生活などの相談も実施します。

対象者 市内在住の中学生、高校生及び18歳以下の中卒者。原則として世帯収入300万円以下

お問い合わせ先 社会福祉課 ☎0548-23-0078

ひとり親家庭等子育て支援助成金 (ファミリー・サポート・センター)

ひとり親家庭がファミリー・サポート・センターを利用した場合、支払った利用料の一部助成する制度です。

対象 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

※助成を受けるには、事前登録が必要です。

放課後児童クラブ利用支援事業

ひとり親家庭の児童クラブの利用料を軽減する事業です。

対象 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

※申し込み時に、児童扶養手当受給者証のコピーを提出してください。

ひとり親家庭就学支援事業

就学に係る負担軽減に寄与することを目的とし、ランドセルの購入費用の一部を助成します。

対象 小学校に入学する児童を監護し、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

※助成金額は、対象児童ひとりについて3万円以内
※対象者には、市より通知あり

